

介護保険料にかかる 納付証明書の交付について

介護保険料は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料と同様に所得税や町民税の社会保険料控除の対象となります。令和7年1月から令和7年12月末までに納付された介護保険料額を計上してください。

● 特別徴収(年金天引き)の場合

年金受給者であるご本人が社会保険料控除の対象となります。

● 普通徴収の場合

被保険者の介護保険料を扶養者が支払ったときは、扶養者の社会保険料控除の対象となります。
(介護保険では、被保険者の方が納め方を選択することはできません)

● 確定申告の際には

日本年金機構から送付される「公的年金等の源泉徴収票」またはお支払いいただいた「領収証書」等を大切に保管し、ご利用ください。

要介護認定を受けた高齢者の「障害者控除」について

介護保険制度で要介護認定を受けた65歳以上の高齢者で一定の基準に該当する場合には、所得税や住民税の確定申告で「障害者控除」を受けたための認定書を本人または、その扶養者の申請手続きにより交付できます。

第3回 福祉・介護・保育の就職フェアわかやま

納めた介護保険料の年額がわからぬ場合は、いきいき長寿課で令和7年1月から12月末までの1年間の保険料額を記載した納付証明書を行します。交付にかかる手数料は、無料です。確定申告を行う前にお申し出ください。

● 日時 3月3日(火)

問 いきいき長寿課

☎ 63・3807

午後1時30分～4時
(受付午後1時～)

場所

和歌山城ホール
1階 展示室



HP

人権・行政・心配ごと相談 合同相談所開設

高齢によるお金の管理や将来の不安を抱える方へ

人権

行政

心配ごと

相談

問 和歌山県福祉人材センターHARTWORK
☎ 073・435・5211

問 総務課
☎ 63・2051

ます。

日高町地域包括支援センターより

成年後見制度をご存知ですか?

認知症や障害などによって、ものごとを判断する能力が十分ではない方に対し、後見人などと呼ばれる、

ご本人に代わって財産や権利を守ることができる人を家庭裁判所に選任してもらい、ご本人を法律的に支援することができます。

多くの方に成年後見制度を知つていただき、必要とする方が制度を利用することができるよう、日高町地

域包括支援センターに相談窓口【中核機関】を設置しました。

問 日高町社会福祉協議会
☎ 63・2751

ニアラートの試験放送について

● 日時 2月6日(金) 午前11時

地震や津波などの発生に備え、全

国瞬時警報システム(ニアラート)による緊急情報伝達の試験放送を行い

問 日高町地域包括支援センター
(いきいき長寿課内)
☎ 63・3807

① 成年後見制度に関する広報
(伝える)
② 相談(聴く)
③ 利用促進(手伝う)
④ 後見人支援(支える)

4つの機能強化を図り、ご本人の意思が尊重され、自分らしく暮らせる地域づくりをすすめます。

問 日高町地域包括支援センター
☎ 63・3807